

朕樞密顧問、諮詢ヲ經テ昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」
宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基テ就職禁止、退官、
退職等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

年 月 日

國務各大臣

勅令第

號

第一條

昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官實書公務從
事ニ適デザル者ノ公職ヨリ除去ニ關スル件ニ據グル條項ニ該當スル者トレ
テ内閣總理大臣ノ指定スル者ハ官職（官廳ト金融ト特別ノ關係アル
會社、協會其他ノ團體ノ幹部タル役職員ノ職ニシテ内閣總理大臣
ノ指定スルモノヲ含ム）ニ就キ又ハ帝國議會ノ議員若ハ市長ト

ナルコトヲ得ズ其ノ現ニ執任待遇以上ノ官職（特別ノ法令ニ依リ設立
セシタル會社其他ノ法人ノ幹部タル役職員ノ職ニシテ内閣總理大
臣ノ指定スルモノヲ含ム）ニ在ル者ハ退官又ハ退職シ、其ノ現ニ帝國
議會ノ議員ノ者ハ其ノ職ヲ失フモノトス

前項ノ規定ニ該當スル者ニ付餘人ヲ以テ代フルコト困難ナル事情アルキ
ハ同項ノ規定ニ拘ラズ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ヲ官職ニ
留任又ハ再任セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ退官又ハ退職シタル者ハ内閣總理大臣ノ特ニ定ムル
場合ヲ除ク外公私ノ恩給、年金其他ノ手當又ハ利益ヲ受フルコト
ヲ得ズ

第二條 前條ノ規定ニ該當スル者ハ貴族院伯爵男爵議員選舉等
規則ノ被選人並ニ貴族院帝國學士會議員選舉規則及貴
族院多數額納稅者議員選舉規則ノ被選舉人タルコトヲ得ズ

裏面白紙

地方長官貴族院多額納税者議員ヲ互選規則第四條ノ互選人
名簿、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
選人タルベキ者ヲシテ其ノ者が前條ノ規定ニ該當スル者ニ非サ
ル者ナルコトヲ證スルニ足ル書面ヲ提出セシムべし
地方長官前項ノ互選人タルベキ者前條ノ規定ニ該當スル者ニ
非サル者ナルコトヲ確認シ難キトキハ前項ノ書面ヲ添附シ内
務大臣ヲ經テ内閣總理大臣ノ指示ヲ受クべし
前二項ノ規定ハ貴族院伯子男爵議員又ハ貴族院學士院會員
議員ノ選舉ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス但シ地方長官トアルハ選
舉管理者トシ前項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ内務大臣ヲ
經ルコトヲ要セス

第三條 衆議院議員選舉法第六十七條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ル

議員候補者ノ届出又ハ推薦届出(以下届出又ハ推薦届出ト稱ス)
ヲ選舉長ニ於テ受理セントスル場合ニ於テハ議員候補者タルベキ
者ガ第一條ノ規定ニ該當スル者ニ非サル者ナルコトヲ證スルニ足
書面ヲ併セ提出セシムベシ

選舉長ハ議員候補者タルベキ者第一條ノ規定ニ該當スル者ニ
非サル者ナルコトヲ確認スルニ非ザレバ其ノ者ノ届出又ハ推薦届
出ヲ受理スルコトヲ得ズ若シ其ノ者ガ第一條ノ規定ニ該當スル
者ニ非サル者ナルコトヲ確認シ難キトキハ前項ノ書面ヲ添附シ
内務大臣ヲ經テ内閣總理大臣ノ指示ヲ受クベシ

第四條 各廳ハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ規定ノ
適用ニ關シ同條ノ規定ニ該當スル者ニ付必要ナル質問調書ヲ
徴スベシ

第五條 第二條第二項(同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ

第三條第一項ノ書面又ハ前條ノ質問調書ニ虚偽ノ記載ヲ為シ
又ハ事實ヲ隱蔽シタル記載ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ
禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス各廳ガ第一條ノ覺書ニ基キ
報告書ヲ聯合國最高司令官ニ提出スル場合ニ於テ其ノ報告書ニ
虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ事實ヲ隱蔽シタル記載ヲ為シタル者ニ付
亦同ジ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由
聯合國最高司令官ノ要求ニ依リ制定ノ要アルニ依ル

裏面白紙